

青森県報

第二千七百三十七号

平成十九年
二月二日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則……………(障害福祉課) ……一

告 示

広域連合の規約の変更……………(市 振 興 町 課) ……一

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 險 課) ……一

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(医療薬務課) ……二

大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経営支援課) ……三

林業用種苗生産事業者の登録の変更……………(林 政 課) ……四

出 先 機 関

土地改良区の役員の内任……………(三 八 地 域 民 局) ……四

収 用 委 員 会

収用及び使用の裁決手続開始の決定……………(監 理 課) ……四

右 同……………(同) ……五

規 則

青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第六号

青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年四月青森県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七号様式中「~~購置費~~」を「~~建設費~~」に、「~~修繕費~~」を「~~特別修繕費~~」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第六十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第一項の規定により、津軽広域連合の規約の変更を平成十九年一月二十三日許可したので、同条第五項の規定により公表する。

平成十九年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十九年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	
	居宅サ ビスの種 類	名 称	所 在 地
行 うサ ービス 事 業 所	ヘルパー シヨ ン ふ れ あ い ハ ー ト	青森市 浜館 四 丁 目 一 の 二	平成 一九 一 七
有限会社 メ リ の 里	株式会社 ホ ク リ ス テ ィ ツ ク 青 森	青森市 自由 ヶ 丘 一 丁 目 八 の 一	平成 一九 一 七
通所介 護	訪問介 護	訪問介 護	通所介 護
さ き プ ル の 里 ふ じ	デ ィ サ ー ビ ス メ ィ ス	南 津 軽 郡 藤 崎 字 東 村 井 一 四	一 九 一 三
二 丁 目 二 二 の 七	弘 前 市 大 字 藤 代	二 丁 目 二 二 の 七	一 九 一 三

青森県告示第六十七号

介護保険法（平成十九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十九年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防 サービス事業者	名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	
	介護サ ビスの種 類	名 称	所 在 地
介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	ヘルパー シヨ ン ふ れ あ い ハ ー ト	青森市 浜館 四 丁 目 一 の 二	平成 一九 一 七
有限会社 メ リ の 里	株式会社 ホ ク リ ス テ ィ ツ ク 青 森	青森市 自由 ヶ 丘 一 丁 目 八 の 一	平成 一九 一 七
通所介 護	訪問介 護	訪問介 護	通所介 護
さ き プ ル の 里 ふ じ	デ ィ サ ー ビ ス メ ィ ス	南 津 軽 郡 藤 崎 字 東 村 井 一 四	一 九 一 三
二 丁 目 二 二 の 七	弘 前 市 大 字 藤 代	二 丁 目 二 二 の 七	一 九 一 三

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品の名称及び数量
眼科画像ファイリングシステム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立中央病院管理調達課
青森市東造道二丁目一の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十九年一月十一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
樋口ホスピタルサプライ株式会社
青森市虹ヶ丘二丁目五の六
- 六 契約金額
三千六百三十万九千円
- 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成十八年十一月二十四日

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
薬王堂黒石富士見店
黒石市富士見町一一八外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社薬王堂
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五
代表取締役 西郷辰弘
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社薬王堂
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五
代表取締役 西郷辰弘
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成十九年九月十一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、五四九平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
八〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
六台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
八一平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
一二立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後九時三十分まで
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで
- 八 届出年月日
平成十九年一月十日
- 九 届出書及び添付書類の縦覧
1 場所
青森県商工労働部経営支援課及び黒石市役所
2 期間
平成十九年二月二日から同年六月二日まで
3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 十 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限
平成十九年六月二日
- 2 提出先
青森県商工労働部経営支援課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見及びその理由
- 4 言語
意見書は、日本語により記載すること。

林業用種苗生産事業者の登録の変更

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者から登録証の記載事項に変更があった旨の届出があったの

で、同法第十六条第二項の規定により公告する。

平成十九年二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	生産事業者	生産事業の内容	事業所	年月日更
二七八	二七八	番登録号録	氏名又は名称 住 所	種 穂	名 称 所 在 地	年 月 日 更
平成十五年一月八日	平成十五年一月八日	年 登 月 日 録				
種澤達也		弘前市大字黒滝字一ノ川瀬 五三の九		幼苗の育成	種澤苗畑	平成十九年一月二十四日
種澤達也		弘前市大字黒滝字一ノ川瀬 五三の一〇		苗木の育成	弘前市大字湯口	

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、下長土地改良区から、次のとおり役員 の 退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年二月二日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	清川 龍雄	八戸市大字尻内町字馬場一〇の一	平成一六・二・二四

収 用 委 員 会

収用及び使用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十九年二月二日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 起業者の名称
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 二 事業の種類
東北新幹線八戸・新青森間線路建設工事及びこれに伴う附帯工事並びに町道、河川管理施設及び農業用水路付替工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

- 1 収用しようとする部分
別表1のとおり
- 2 使用しようとする部分
別表2のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所
別表3のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成十九年一月二十五日

別表1 収用しようとする部分

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとし、明渡しを求める土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県八戸市大字市川町字長者久保	7番3	山林	山林	6,979	6,979.20	1,318.96

別表2 使用しようとする部分

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)		使用しようとし、明渡しを求める土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県八戸市大字市川町字長者久保	7番3	山林	山林	6,979	6,979.20	60.44 1.06

別表3 土地所有者の氏名及び住所

土地所有者		住所
氏名		
(七)大堀末五郎の法定相続人の全員若しくは一部の者		

大堀 たか	青森県八戸市大字河原木字八太郎59番地
五日市 悦子	青森県八戸市高州二丁目15番12号
大堀 保	神奈川県相模原市下九沢1713番地3 相模原クレストビル又409
大堀 金太	青森県八戸市下長六丁目11番18号
坂本 トシ	青森県八戸市沼館二丁目6番11号
大堀 金吉	青森県八戸市大字河原木字下谷地19番地1

収用及び使用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十九年二月二日

青森県収用委員会 平 田 由 世

- 一 起業者の名称
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 二 事業の種類
東北新幹線八戸・新青森間線路建設工事及びこれに伴う附帯工事並びに町道、河川管理施設及び農業用水路付替工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
 - 1 収用しようとする部分
別表1のとおり
 - 2 使用しようとする部分
別表2のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所
山崎 勝四
茨城県土浦市西根南二丁目八番七号
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成十九年一月二十五日

別表1 収用しようとする部分

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとし、 明渡しを求め、土 地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県上北郡お いらせ町神明前	7番	原野	原野	536	537.71	0.18

別表2 使用しようとする部分

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)		使用しようとし、 明渡しを求め、土 地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県上北郡お いらせ町神明前	7番	原野	原野	536	537.71	0.70

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一 号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目 番七十七号 東奥印刷株 式会社
毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一 銭	